

令和4年(2022年)第11回ニセコ町農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 令和4年12月22日(木) 午後4時00分から午後4時30分
- 2 開催場所 ニセコ町役場 3階 町民ホール
- 3 出席委員(9人)

会長	12番	荒木	隆志		
会長職務代理者	7番	大野	智美		
委員	1番	大田	和広	3番	佐藤 寿恵
	4番	長井	修	5番	久保 正人
	9番	茶谷	久登	10番	芳賀 修一
	11番	大道	正幸		
- 4 欠席委員(3人)

委員	2番	大橋	敏範	6番	笹塚 成之
	8番	高橋	洋		
- 5 議事日程
 - 第1 議事録署名委員の指名
 - 第2 会期の決定
 - 第3 諸般の報告
 - 第4 報告第1号 農地法第4条の規定による許可について
 - 第5 報告第2号 農地法第5条の規定による許可について
 - 第6 報告第3号 農地転用許可後の工事進捗状況報告の受理について
 - 第7 報告第4号 農地所有適格法人の要件確認について
 - 第8 報告第5号 農地法第18条第6項の規定による通知書(合意解約)について
 - 第9 報告第6号 農業経営基盤強化促進法に基づく嘱託代位登記の完了について
 - 第10 報告第7号 農業経営改善計画の認定について
 - 第11 議案第1号 農地法第2条第1項の農地に該当するか否かの決定について
 - 第12 議案第2号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について
 - 第13 追加報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知書(合意解約)について
 - 第14 追加議案第1号 農用地利用関係調整委員の指名について
- 6 傍聴人 なし
- 7 農業委員会事務局職員

事務局長	中川 博視	農地係長	高田 伸次
------	-------	------	-------

8 会議の概要

議 長

ただいまの出席委員は、9名であります。

定足数に達しておりますので、これより令和4年、第11回ニセコ町農業委員会総会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手許に配布したとおりであります。

日程第1、議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、会議規則第9条の規定により

議長において、

9番 茶谷久登君 10番 芳賀修一君を指名いたします。

なお、本日の会議書記には、事務局職員の中川事務局長、高田係長を指名いたします。

日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

おはかりいたします。

今総会の会期は、本日1日間としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

【異議なしの声あり】

ご異議なしと認めます。

よって会期は、本日1日間と決定しました。

日程第3、諸般の報告をいたします。

令和4年、第10回総会以降の会長及び代理の動静について、報告する事項はありません。

次に、大橋委員、笹塚委員、高橋委員より、所用のため、本日の総会に欠席する旨の届け出がありましたので、報告いたします。

以上をもって、諸般の報告を終わります。

日程第4、報告第1号「農地法第4条の規定による許可について」の件、

日程第5、報告第2号「農地法第5条の規定による許可について」の件、

日程第6、報告第3号「農地転用許可後の工事進捗状況報告の受理について」の件、

日程第7、報告第4号「農地所有適格法人の要件確認について」の件、

日程第8、報告第5号「農地法第18条第6項の規定による通知書(合意解約)について」の件、

日程第9、報告第6号「農業経営基盤強化促進法に基づく嘱託代位登記の完了について」の件、

日程第10、報告第7号「農業経営改善計画の認定について」の件、

7件を一括議題といたします。

事務局より報告事項の朗読と説明をお願いします。

事務局

【事務局 報告第1号の朗読・説明】

北海道農業会議に意見聴取を行った転用案件であり許可相当で通知がありましたので専決処分にて許可書を交付しました。

3年間の一時的転用で、年1回進捗状況報告及び完了後には農地復元の条件として記入しております。図面は4ページです。

内容についてはご覧のとおりですが、奥の山林作業に伴う仮設道路の設置です。

以上で報告第1号の朗読と説明を終わります。

【事務局 報告第2号の朗読・説明】

報告第1号と同じく11月に農業会議に意見聴取した転用案件であり許可相当との通知があり会長専決処分により許可書を交付いたしました。

ただし、1番についてはまだ農振農用地除外手続中で終了していませんので除外された日と同じ日に許可書の交付を行います。

それぞれの図面については、6ページ、7ページです。

内容についてはご覧のとおりですが、新幹線工事に伴う工事ヤードです。

なお、北海道農業会議に意見聴取をする基準ですが3,000㎡以上の転用は全て必要となります。それ以外は農業用施設や農家住宅、市街化が進行している第3種農地は申し合わせにより意見聴取不要として取り扱いしており、今回は該当しないため意見聴取を行っております。

以上で報告第2号の朗読と説明を終わります。

【事務局 報告第3号の朗読・説明】

7月に許可した農家住宅完成報告があり受理したので報告します。

図面、完成写真はそれぞれ8-1、8-2ページです。

以上で報告第3号の朗読と説明を終わります。

【事務局 報告第4号の朗読・説明】

1件の報告がありました。10ページ要件確認書をご覧いただきたいのですが、形態要件は株式会社、特例有限会社、合同・合名・合資の持ち分会社のどれかであること、事業の種類に農業が入っていること、3年間の売上高平均のうち1/2以上が農業売上であること、なお、この農業売上は農家レストラン・加工施設など関連事業による売上も含まれます。構成員の半数超が農業関係者であること、役員1/2もしくは農作業に従事する重要な使用人が農作業に従事していること、すべて満たしている場合は農地を所有できる法人の要件となっております。

ります。

今回の報告はすべて要件を満たしております。

この報告は、法人の事業完了後3カ月以内に農業委員会へ提出する必要があり、提出がない場合は30万円以下の過料と科すことになっております。

以上で、報告第4号の朗読と説明を終わります。

【事務局 報告第5号の朗読・説明】

1件の報告がありました。

別の農業者に貸付するために合意解約するもので、6か月以内の農地返還であるため農地法第18条第1項第2号により許可は必要ありません。

対象地の図面は12ページです。

以上で、報告第5号の朗読と説明を終わります。

【事務局 報告第6号の朗読・説明】

8月に利用調整委員会を開催し調整した案件で所有権移転の嘱託登記が完了したので報告いたします。

対象地の図面は14ページです。

以上で報告第6号の朗読と説明を終わります。

【事務局 報告第7号の朗読・説明】

1件の協議がありました。

後継者へ経営移譲した経営体であり、総会にかける暇がなかったため会長専決処分しています。豆類、ブロッコリーの面積を増やして所得を増やす計画となっています。

詳細計画については16ページから19ページです。

以上で報告第7号の朗読と説明を終わります。

議 長

それでは、ただ今の報告第1号について、発言のある方は挙手をお願いします。

【発言なし】

続きまして、報告第2号について、発言のある方は挙手をお願いします。

【発言なし】

続きまして、報告第3号について、発言のある方は挙手をお願いします。

【発言なし】

続きまして、報告第4号について、発言のある方は挙手をお願いします。

【発言なし】

続きまして、報告第5号について、発言のある方は挙手をお願いします。

【発言なし】

続きまして、報告第6号について、発言のある方は挙手をお願いします。

【発言なし】

続きまして、報告第7号について、発言のある方は挙手をお願いします。

【発言なし】

特に発言がないようですので、報告第1号から報告第7号を報告済とします。

日程第11、議案第1号「農地法第2条第1項の農地に該当するか否かの決定について」の件を議題といたします。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局

【事務局 議案第1号の朗読と説明】

農地パトロールにより確認した案件で

1番は、セブンイレブンの前の三角の土地であり隣接する農地がない不整形で小面積の農地で、今後継続して農地として活用できないため非農地とするものです。

航空写真22ページ、現地確認写真23ページです。

2番、3番はしらかばなどの広葉樹が全体的に生えており、すでに農地として復元できないため非農地とするものです。

2番の航空写真24ページ、現地確認写真が25ページ

3番の航空写真26ページ、現地確認写真が27ページです。

4番は、過去に農業用倉庫が建築されていた農地であり、防風林として一部に木を植えたため一部が林となっています。現在、建築されていた倉庫は撤去されており一部の建物のみとなっています。農業用施設が建築されていたこと、農地と復元が困難なことなどの理由より10月に今後しない指導を行ったうえ今回非農地として判定するものです。なお、以前法務局より、地目変更登記が行われる場合は現地確認をするので非農地通知は雪解け後、送付してほしいと言われているため来年4月に送付予定です。

以上で議案第1号の朗読と説明を終わります。

議長

これより、議案第1号「農地法第2条第1項の農地に該当するか否かの決定について」の件の質疑に入ります。

質疑はありませんか。

【なしの声あり】

質疑なしと認め、討論を省略いたします。

これより、議案第1号「農地法第2条第1項の農地に該当するか否かの決定に

ついて」の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

【全員挙手】

全員賛成ですので、本案は原案のとおり決定いたしました。

日程第12、議案第2号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」の件を議題といたします。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局

【事務局 議案第2号の朗読と説明】

本案については、利用権の設定が4件で農用地利用集積計画の総面積は、260,771㎡となっております。

1番は、規模縮小により田の一部を貸し付けする利用権の新規設定で、期間5年間、10アール当たり12,000円です。

2番は、報告第4号で合意解約を行った農地を別の農業者が借りるもので、期間5年間、10アール当たり10,000円です。以前借りていた方と条件の変更はありません。

3番は、期間満了に伴う利用権の再設定で期間5年間、10アール当たり5,000円です。今回の設定により10年間から5年間に期間が変更となっております。

4番は、期間満了に伴う再度の使用貸借利用権設定で期間10年間です。

この4番の農地は、贈与税の納税猶予制度を使い生前贈与しており、贈与を受けたものが第3者へ貸付を行った場合、納税猶予とならず贈与税が確定し利子税とともに猶予されていた贈与税の支払いをすることになります。ただし、農地中間管理機構や農用地利用集積計画で要件を満たしたものに対して貸付を行い税務署に届け出をした場合、納税猶予は継続される特例貸付が設けられており今回はこの特例に該当します。

調査書は、32ページから35ページで、受け手は認定農業者であり農業経営基盤強化促進法第18条第3項の全部効率利用、農作業常時従事、継続安定的農業経営の各要件に適合しているものと考えています。位置図は、36ページから40ページに添付しております。

以上で、議案第2号の朗読と説明を終わります。

議長

これより、議案第2号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」の件の質疑に入ります。

質疑はありませんか。

【なしの声あり】

質疑なしと認め、討論を省略いたします。

これより、議案第2号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

【全員挙手】

全員賛成ですので、本案は原案のとおり決定いたしました。

以上で、告示された議案は全部終了いたしました。引き続き、お手許に配布しました追加議案の審議に入りたいと思います。

これに、ご異議ありませんか？

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認め、直ちに追加議案の審議に入ります。

日程第13、追加報告第1号「農地法第18条第6項の規定による通知書(合意解約)について」の件を議題といたします。

事務局より報告事項の朗読と説明をお願いします。

事務局

【事務局 追加報告第1号の朗読・説明】

あっせんの申出をするために合意解約するものです。6か月以内の農地返還なので許可は必要ありません。

以上で追加報告第1号を終わります。

議長

それでは、ただ今の追加報告第1号について、発言のある方は挙手をお願いします。

【発言なし】

特に発言がないようですので、追加報告第1号を報告済とします。

日程第14、追加議案第1号「農用地利用関係調整委員の指名について」の件を議題といたします。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局

【事務局 追加議案第1号の朗読と説明】

ご覧のとおりあっせんの申出がありましたので地区担当委員を主任に、隣接地区委員を委員に指名するものです。図面は4ページです。

以上で、追加議案第1号の朗読と説明を終わります。

議長

これより、追加議案第1号「農用地利用関係調整委員の指名について」の件の

質疑に入ります。

質疑はありませんか。

【なしの声あり】

質疑なしと認め、討論を省略いたします。

これより、追加議案第1号「農用地利用関係調整委員の指名について」の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

【全員挙手】

全員賛成ですので、本案は原案のとおり決定いたしました。

以上をもって、令和4年、第11回ニセコ町農業委員会総会を閉会いたします。

どうもご苦勞様でした。

この議事録は、会議の経過を記載したものであり相違ないことを証するためここに署名する。

令和4年12月22日

議 長 荒 木 隆 志

署名委員 9番 茶 谷 久 登

署名委員10番 芳 賀 修 一